

## 寄贈資料の受入に関する基準

### 1 目的

この基準は、寄贈申出があった資料を受け付ける際に、資料収集の基本方針である「大阪市立図書館資料収集方針」を補足することを目的とする。収集方針を踏まえた上で寄贈について特に留意すべき点を以下に挙げる。

### 2 寄贈受付の条件

寄贈資料は、受入可否の判断及び資料の取り扱い(受け入れしない資料について廃棄や無償で譲渡する場合がある等)を図書館に一任いただけるもののみ受け付ける。原則として、公開を前提に刊行されたものを対象とする。

#### (1) 学校関係資料

学校関係資料については、個人情報を含むものが多く含まれる。また、主として生徒・児童を対象に配付され、出版物として一般に流通させることを前提としたものではないことが多い。掲載される個人情報(個人が特定できる氏名、住所、成績、写真等)及び図書館での一般公開について、被掲載者の許可を全て確認できた資料については寄贈を受け付ける。

(例) 学校だより、卒業アルバム、学級報告、名簿、文集、生徒会誌、学校新聞、研究収録、閉校記念誌等

#### (2) 地方行政資料

大阪コーナーの収集対象外の地方行政資料は、書庫の保存状況も考慮のうえ受け付ける。

(例) ○○文化財調査報告書、○○特別展図録、○○研究報告、○○の研究助成の論文集等、○○作品集、図書扱いの○○紀要等の刊行物

#### (3) 非流通資料

博物館や公文書館等に収めるのがふさわしい資料、大阪コーナー収集対象外のちらし・ポスター、著作権の許諾関係について確認できないものは収集対象としない。

(例) 審議会の議事録、意見書、陳述書等の文書資料、模写・絵画・フィルム等博物館や美術館に収めるのがふさわしい資料、手稿や個人的な日記・アルバム等の非流通資料、個人使用を前提として新聞記事コピー等を編集作成したスクラップブック等

#### (4) 視聴覚資料

動画を含む視聴覚資料については、図書館での貸出・上映利用に関して著作権者の許諾の可否を寄贈者に確認し、許諾確認済の資料のみ寄贈を受け付ける。図書館内において再生機器のない視聴覚資料は、収集対象としない。

(例) レコード、CD ROM、MD、MO、PD(Phase change Dual)、LD 等